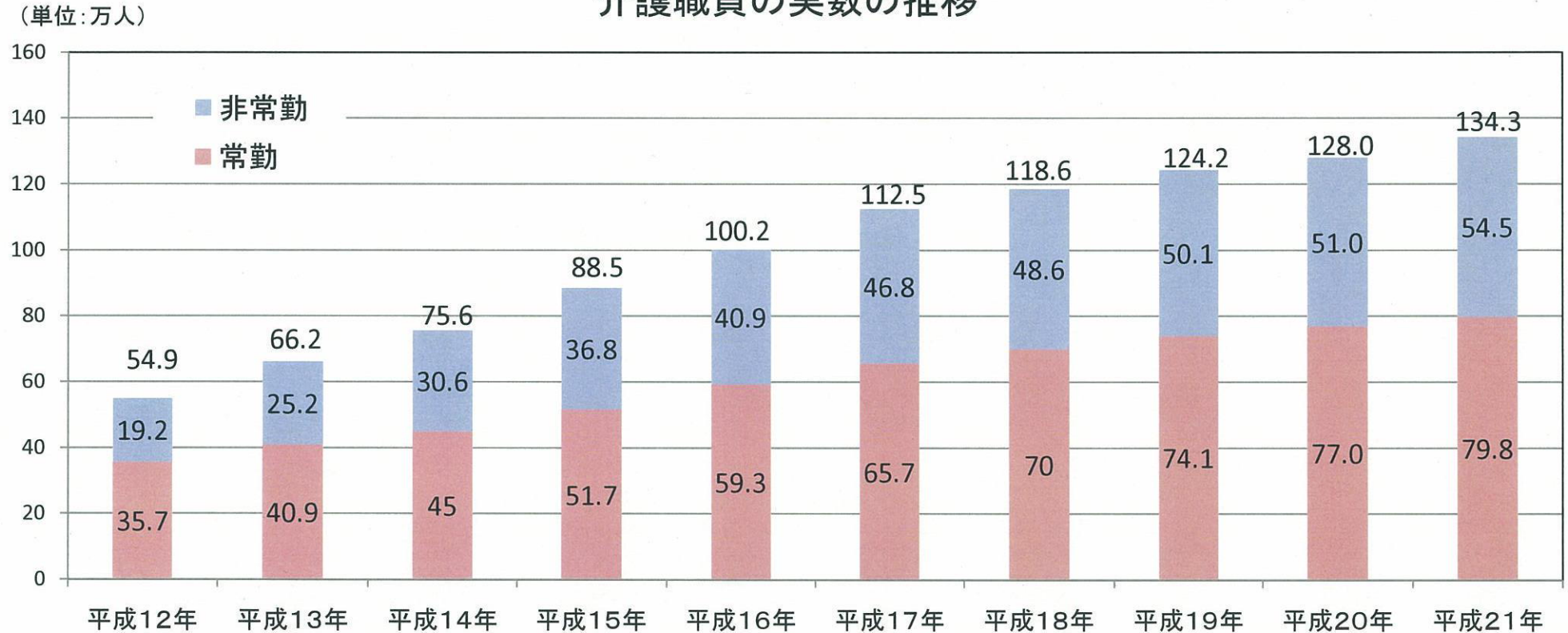


介護人材の確保と処遇の改善策 について

介護職員数の推移 ～全体～

介護保険制度の創設以後、介護職員数は大幅に増加しており、倍以上になっている。

介護職員の実数の推移



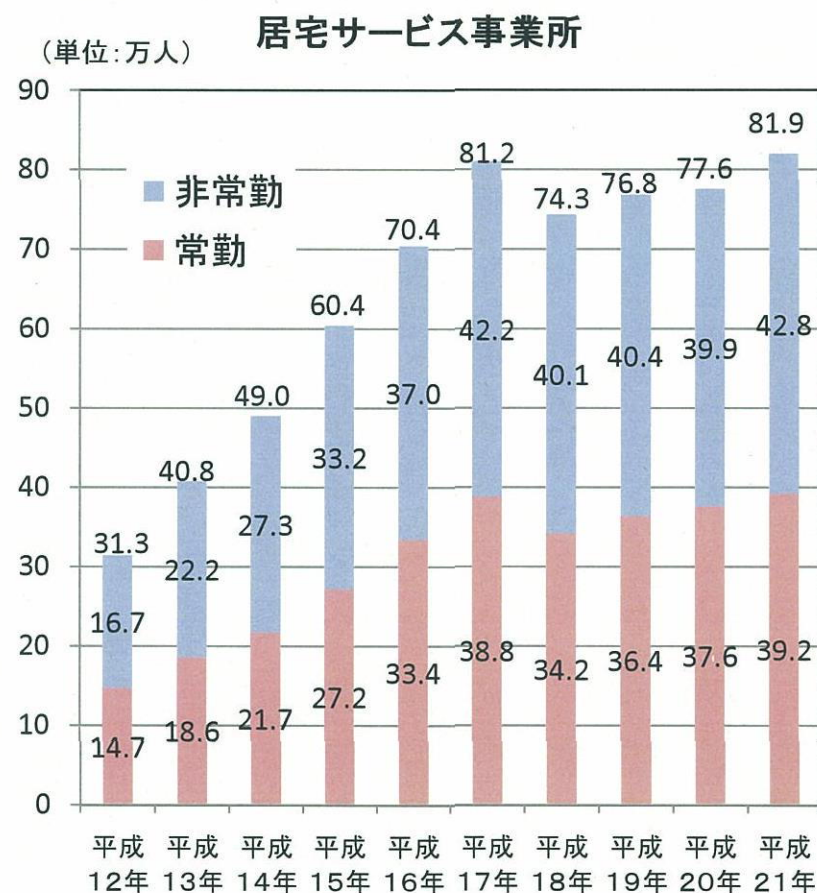
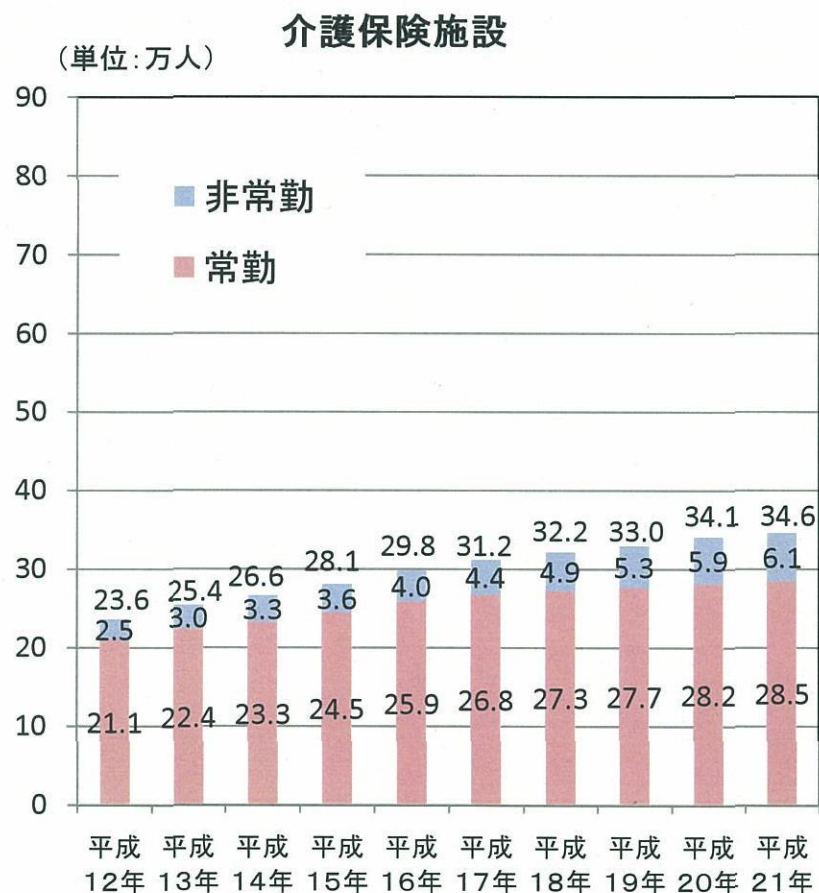
(注1) 介護職員とは、直接介護を行う従事者であり、訪問介護員も含む。

(注2) 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。(訪問リハビリテーション: 平成12～21年、通所リハビリテーション: 平成12年、特定施設入居者生活介護: 平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設: 平成18年)

介護職員数の推移② ～サービス類型別～

- 居宅サービスに従事する介護職員数の伸びが高い。
- 介護保険施設は常勤職員、居宅サービス事業所は非常勤職員の割合が比較的高い。

介護職員の実数の推移(サービス類型別)



(注1) 介護職員とは、直接介護を行う従事者であり、訪問介護員も含む。

(注2) 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。(訪問リハビリテーション:平成12～21年、通所リハビリテーション:平成12年、特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)

(資料出所) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

介護職員の賃金①（常勤労働者）

- 勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、①常勤労働者については、介護分野の平均賃金の水準は産業計の平均賃金と比較して低い傾向にあり、②常勤労働者である介護職員の平均賃金は、医療福祉分野における他の職種の平均賃金と比較して低い傾向にある。
- 女性の介護職員については、産業計や福祉・介護分野全体との差が、それほど大きくはない。
- なお、介護職員は、産業計と比較すると、勤続年数が短い（半分弱）。

常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

		男女計			男性				女性			
		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)
産業別	産業計	41.3	11.9	323.0	68.2	42.1	13.3	360.0	31.8	39.6	8.9	243.6
	医療業	39.5	8.5	333.2	25.6	39.8	9.0	464.3	74.4	39.4	8.4	288.0
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.2	7.1	239.2	27.6	38.8	7.4	271.8	72.4	40.7	7.0	226.7
	サービス業	43.6	8.6	274.3	69.2	44.6	9.6	301.1	30.8	41.3	6.5	214.3
職種別	医師	39.3	4.4	875.0	74.8	40.5	4.6	930.7	25.2	35.8	3.7	709.9
	看護師	37.5	7.3	321.9	8.0	36.0	6.4	319.1	92.0	37.6	7.4	322.2
	准看護師	45.1	9.9	277.9	9.0	36.4	8.1	273.5	91.0	46.0	10.0	278.3
	理学療法士、作業療法士	30.9	4.4	274.2	50.7	31.6	4.5	283.7	49.3	30.1	4.2	264.4
	保育士	33.7	7.7	218.6	4.8	30.5	6.3	240.4	95.2	33.8	7.7	217.5
	ケアマネジャー	45.3	8.1	262.8	24.4	39.5	8.6	286.1	75.6	47.2	7.9	255.3
	ホームヘルパー	44.1	5.6	210.9	17.8	37.0	3.4	221.4	82.2	45.7	6.1	208.6
	福祉施設介護員	37.7	5.4	214.5	32.1	34.6	5.6	232.2	67.9	39.2	5.3	206.2

（資料出所）厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

注1）常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者（短時間労働者以外の労働者）をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

2）サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

3）福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

4）きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお、手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

介護職員の賃金②（短時間労働者）

勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、短時間労働者である介護職員の1時間あたり所定内給与額は、産業計と同水準、又は、産業計より高い傾向にある。

短時間労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び1時間あたり平均所定内給与額

		男女計			男性			女性				
		平均年齢	勤続年数	1時間あたり 所定内給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	1時間あたり 所定内給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	1時間あたり 所定内給与額
		(歳)	(年)	(円)	(%)	(歳)	(年)	(円)	(%)	(歳)	(年)	(円)
産業計		44.2	5.2	1,004	25.0	41.4	4.4	1,081	75.0	45.1	5.4	979
職種別	医師	46.2	5.7	10,882	78.6	47.8	6.0	11,223	21.4	40.4	4.7	9,632
	理学療法士、作業療法士	38.5	4.4	2,936	43.0	40.8	4.2	3,734	57.0	36.7	4.6	2,334
	看護師	43.8	4.5	1,570	2.1	42.6	4.6	1,888	97.9	43.8	4.5	1,563
	ケアマネジャー	49.4	4.3	1,407	3.5	64.2	5.6	1,700	96.5	48.9	4.2	1,397
	准看護師	47.4	5.4	1,404	4.9	31.2	2.5	1,547	95.1	48.3	5.5	1,397
	ホームヘルパー	53.6	5.5	1,308	3.3	49.3	3.1	1,307	96.7	53.7	5.6	1,308
	幼稚園教諭	43.2	5.2	1,124	2.4	53.4	4.2	2,868	97.7	42.9	5.3	1,082
	福祉施設介護員	47.6	3.7	986	10.1	48.2	3.5	1,068	89.9	47.5	3.8	977
	保育士	43.5	4.6	968	1.7	29.3	1.5	943	98.3	43.8	4.7	968
	百貨店店員	46.9	7.2	949	14.7	34.2	4.1	962	85.3	49.1	7.7	947
	調理士	40.4	4.5	912	40.9	28.6	2.9	938	59.1	48.5	5.5	895
	パン・洋生菓子製造工	42.0	5.9	909	21.8	42.5	7.3	1,010	78.2	41.9	5.6	881
	ビル清掃員	57.6	4.7	909	20.1	55.9	3.9	995	79.9	58.0	4.9	888
	給仕従事者	34.4	3.2	903	24.6	26.1	2.1	923	75.4	37.1	3.6	897
	機械組立工	48.2	7.5	893	10.5	57.0	7.1	1,077	89.5	47.2	7.5	871
	スーパー店チェッカー	37.6	4.5	858	17.1	24.8	2.0	855	82.9	40.2	5.0	858
	ミシン縫製工	51.6	9.2	833	2.8	57.8	4.4	1,199	97.2	51.4	9.4	822

（資料出所）厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

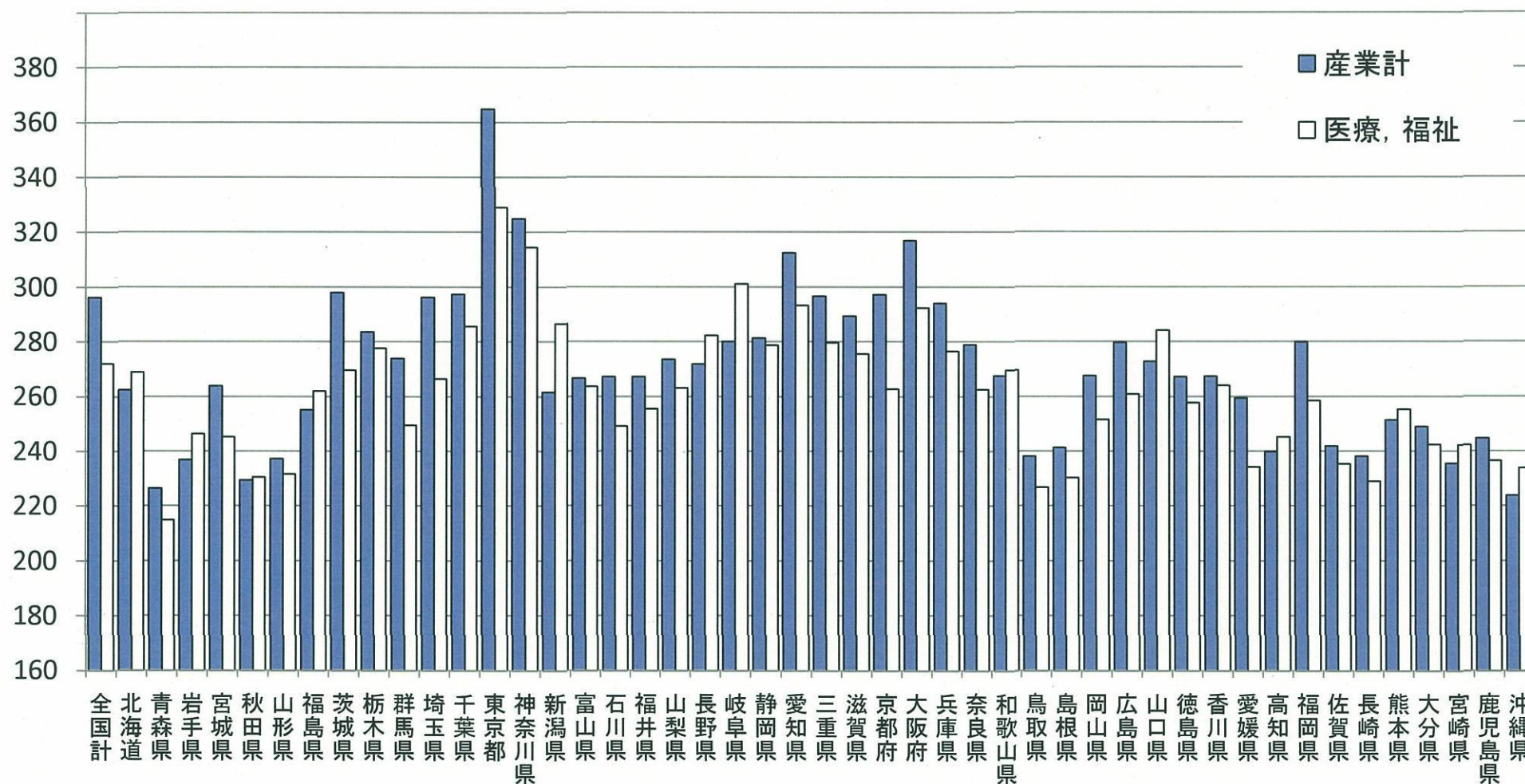
注1）短時間労働者とは、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が同一事業所の一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

2）福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

3）1時間あたり所定内給与額：各労働者ごとに、所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満に端数がある場合は、円未満を四捨五入している。なお、所定内給与額とは、労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額（きまて支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

労働者の賃金における地域格差 (所定内給与)

(千円/月)



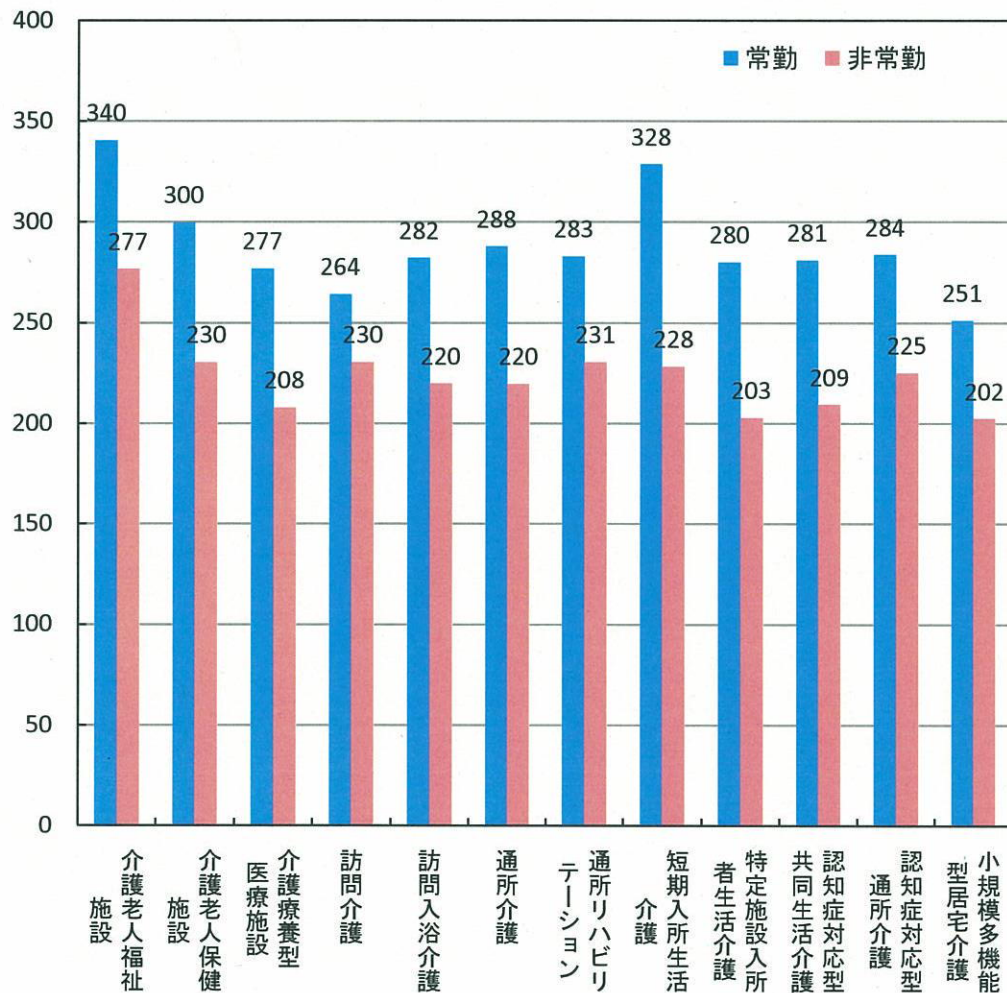
(資料出所)厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

注)所定内給与額とは、労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

各介護サービスにおける介護職員の給与

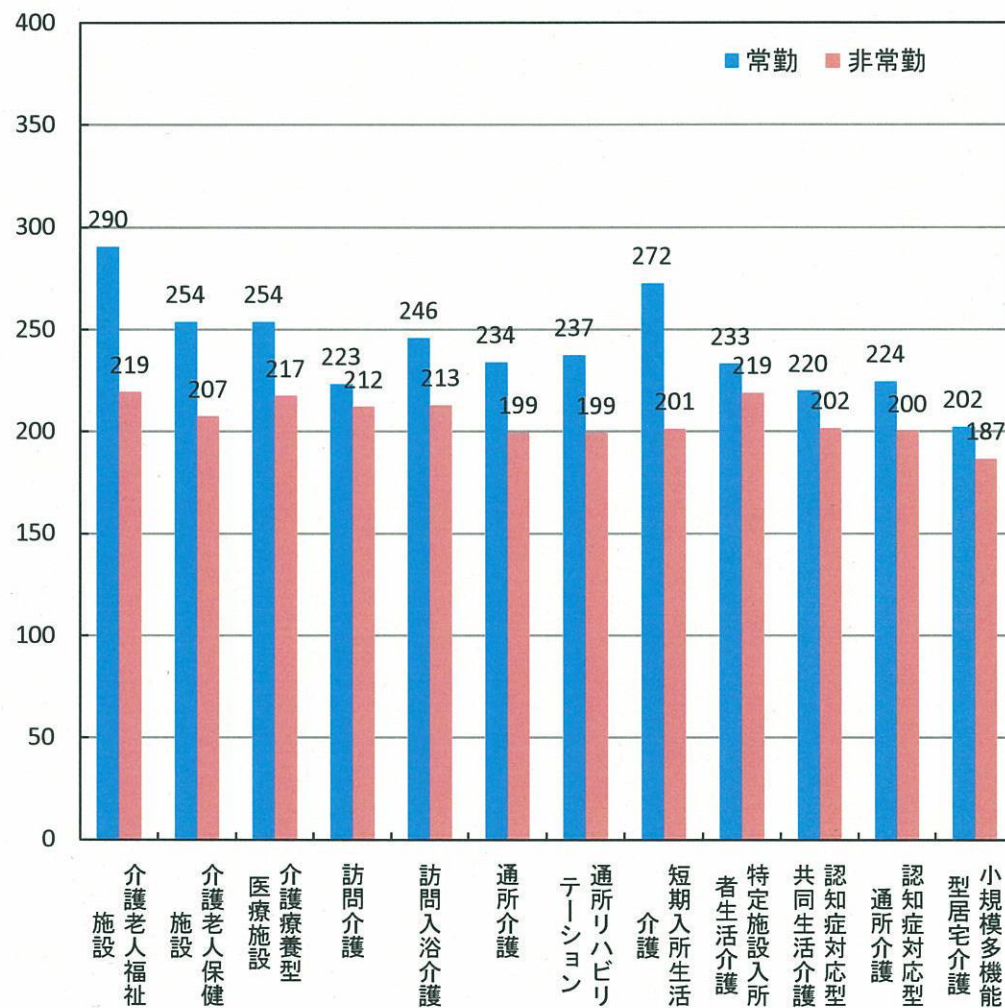
介護サービス施設・事業所における介護福祉士の
常勤換算1人当たり給与(賞与等を含む)

(千円)



介護サービス施設・事業所における介護職員の
常勤換算1人当たり給与(賞与等を含む)

(千円)



(資料出所) 厚生労働省「平成20年介護事業経営実態調査」

注1) 介護職員には、介護福祉士は含まれない。

注2) 特定施設入所者生活介護には、特定施設以外の有料老人ホームが含まれる。

法人種類別の給与の状況等

- 社会福祉法人に比べ、営利法人の介護職員の給与は低くなっている。
- 営利法人・NPO等は、処遇改善交付金の申請率が全国平均よりも低くなっている。

○給与比較

①介護福祉士

(単位:万円)

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	認知症対応型通所介護	グループホーム
社会福祉法人	27.5	29.3	30.4	30.2	29.2
営利法人	25.2	27.3	25.5	25.0	27.5

②介護職員(介護福祉士以外)

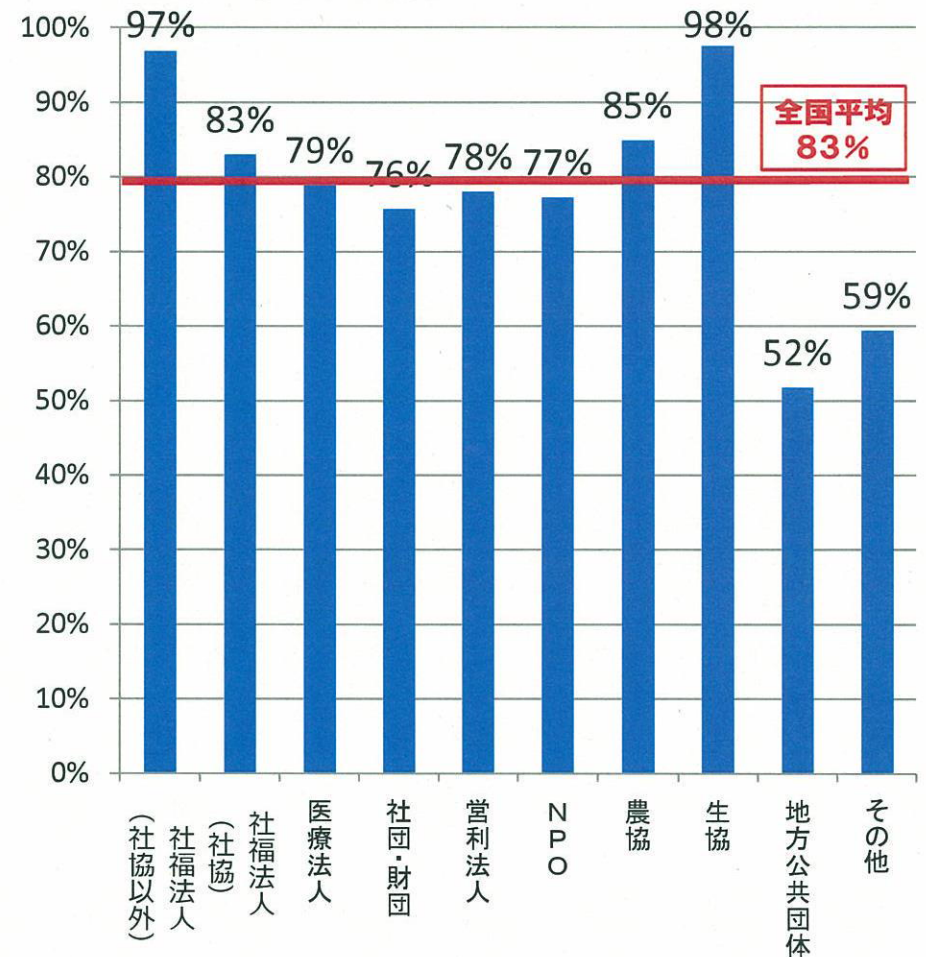
(単位:万円)

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	認知症対応型通所介護	グループホーム
社会福祉法人	23.4	26.6	24.5	23.3	25.9
営利法人	22.1	24.2	22.9	20.7	20.6

※常勤、賞与等を含む

資料出所:平成20年介護事業経営実態調査

○介護職員処遇改善交付金 法人種類別申請率 (平成23年1月末現在)



※老健局振興課調べ

平成21年度介護従事者処遇状況等調査の結果の概要

1. 平成21年4月から9月の間に、定期昇給を含め何らかの給与等の引き上げを実施した施設・事業所は、全体の68.9%であり、平成21年10月以降に実施する予定を含めると81.6%となっている。
2. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与額は、平成20年「221,000円」、平成21年「229,930円」で、「8,930円」増額。
3. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与額の増加額は、サービス別にみると「5,560円」から「12,160円」となっている。

参考：施設・事業所別にみた介護従事者の平均給与額

	平成20年9月	平成21年9月	差引 (平成21年－平成20年)
全 体	221,000円	229,930円	8,930円
介護老人福祉施設	269,720円	281,880円	12,160円
介護老人保健施設	283,680円	295,230円	11,550円
介護療養型医療施設	297,780円	304,090円	6,310円
訪問介護事業所	129,350円	134,910円	5,560円
通所介護事業所	189,070円	197,540円	8,470円
認知症対応型共同生活介護事業所	196,980円	205,830円	8,850円
居宅介護支援事業所	298,210円	307,550円	9,340円

※ 介護職員処遇改善交付金は平成21年10月から交付されており、その影響は本調査結果に含まれていない。

介護職員処遇改善交付金

○介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ交付

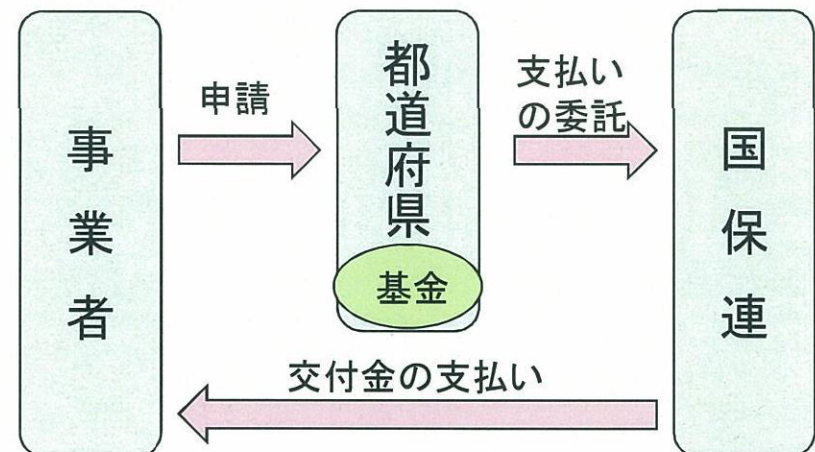
○21年10月サービス分から実施し、24年3月までの2.5年分を予算計上
（21年度第1次補正予算 事業規模：約3,975億円）

○22年10月サービス分から、キャリアパス要件を適用。（キャリアパス要件については、P.17参照）

① 都道府県が基金を設置して実施する。
（支払いは国保連に委託）

② 財源 : 国費10/10

執行のイメージ



平成22年度介護従事者処遇状況等調査結果（概要）

○ 介護職員処遇改善交付金の影響

- 平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請した事業所における介護職員の平均給与額は、平成21年と平成22年を比較すると約15,000円増加していた。

また、介護職員処遇改善交付金の対象外である介護職員以外の職種についても、約8,500円から約12,200円増加していた。

	平成21年6月	平成22年6月	差 (平成22年－平成21年)
介護職員	241,520円	256,680円	15,160円
看護職員	342,040円	350,540円	8,500円
生活相談員・支援相談員	301,320円	313,560円	12,240円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	368,840円	379,180円	10,340円
介護支援専門員	326,880円	337,880円	11,000円

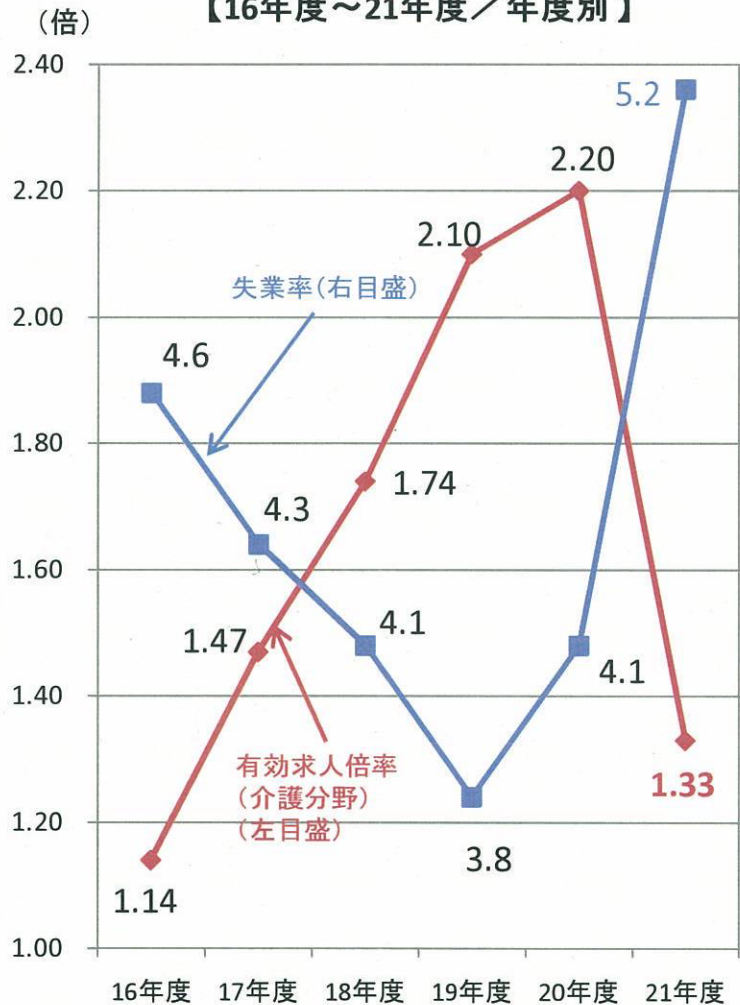
注1) 平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

介護分野の有効求人倍率と失業率の推移

介護分野の有効求人倍率は、経済情勢の変化や諸施策の効果等により、一時に比べて大幅に低下している。

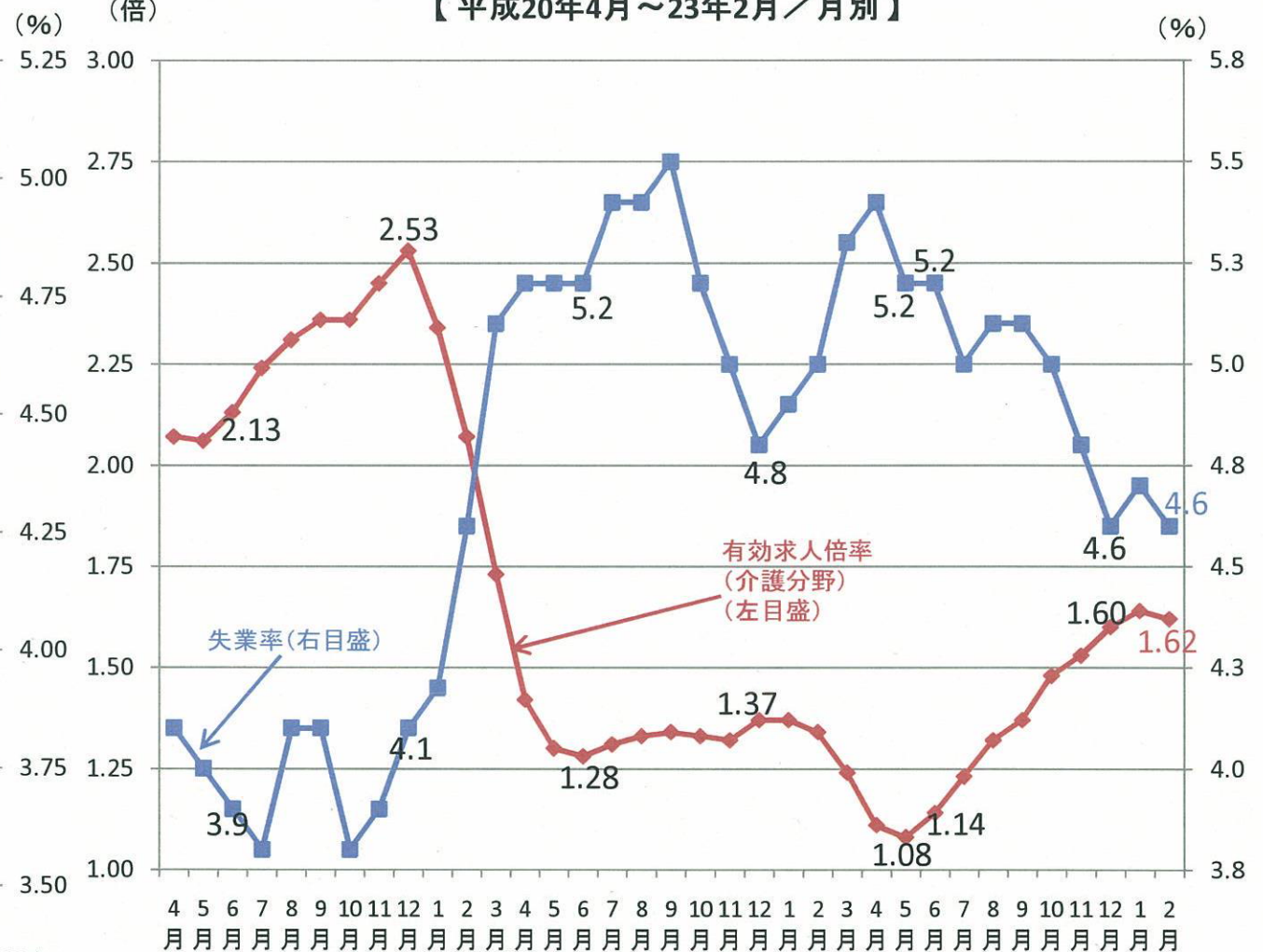
有効求人倍率(介護分野)と失業率
【16年度～21年度／年度別】



(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(注) 介護分野とは、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

有効求人倍率(介護分野)と失業率
【平成20年4月～23年2月／月別】



H20年

H21年

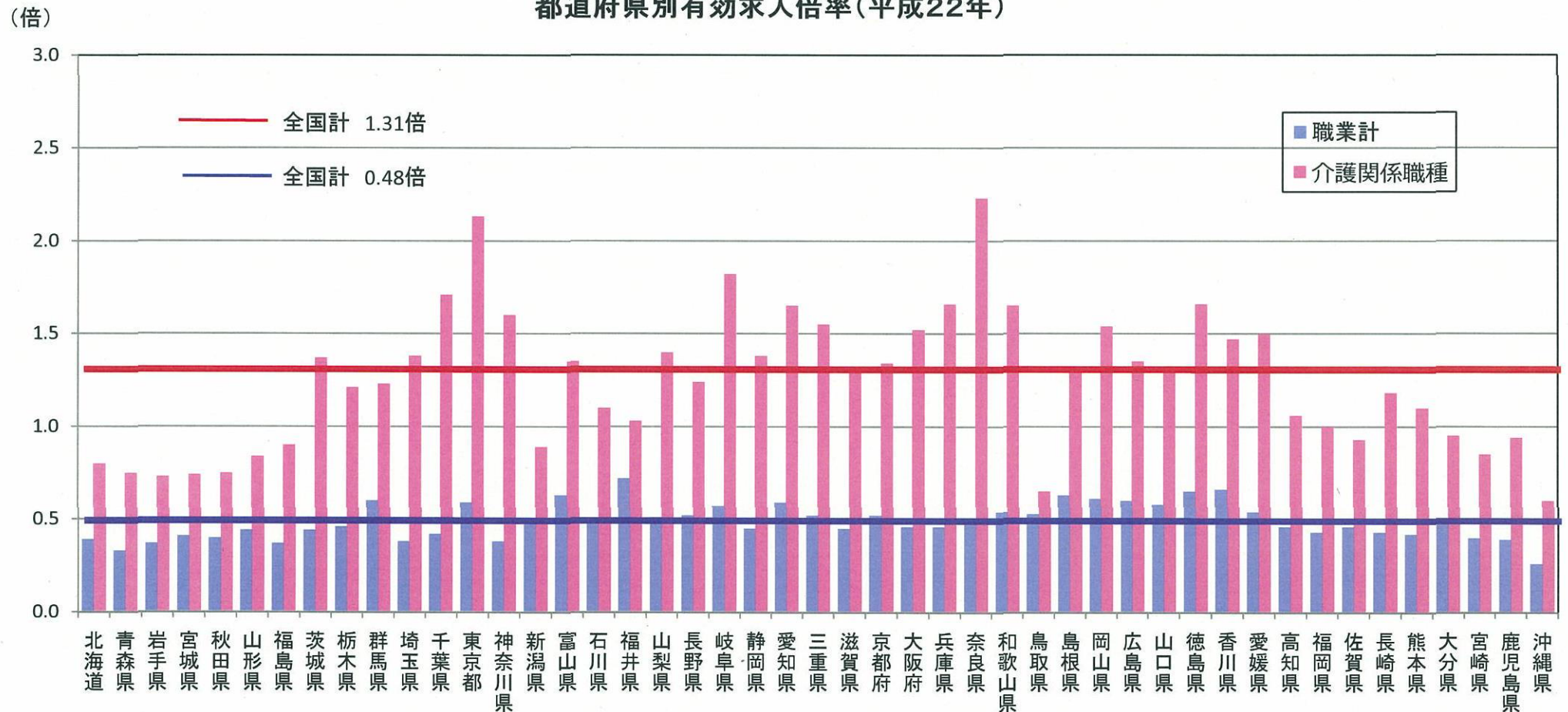
H22年

H23年¹ 1

介護分野の都道府県別有効求人倍率(平成22年)

- 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。東北・北海道、九州・沖縄では、介護関係職種の有効求人倍率が1.0を下回る場合が多い。

都道府県別有効求人倍率(平成22年)



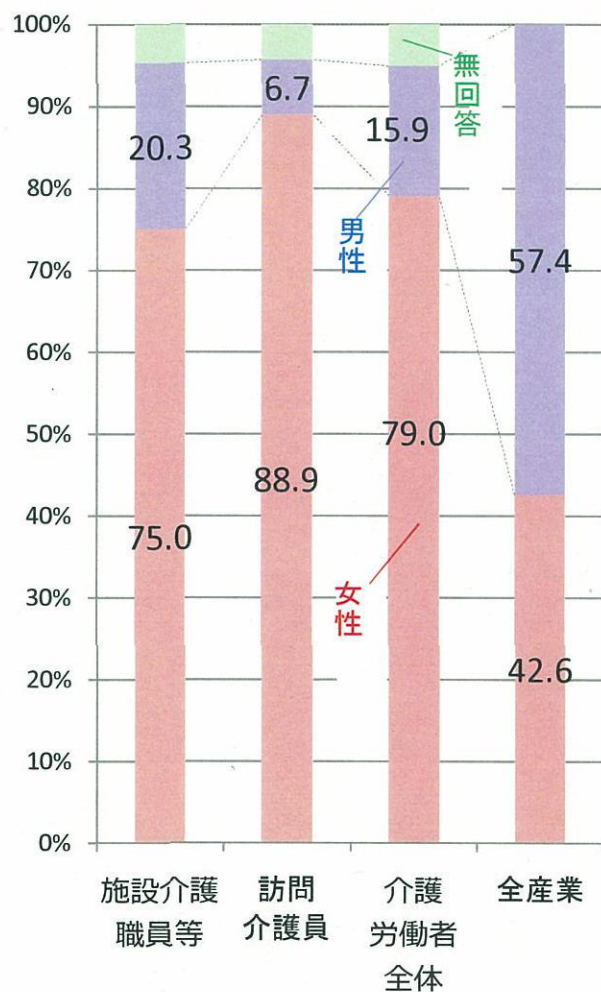
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 介護分野とは、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

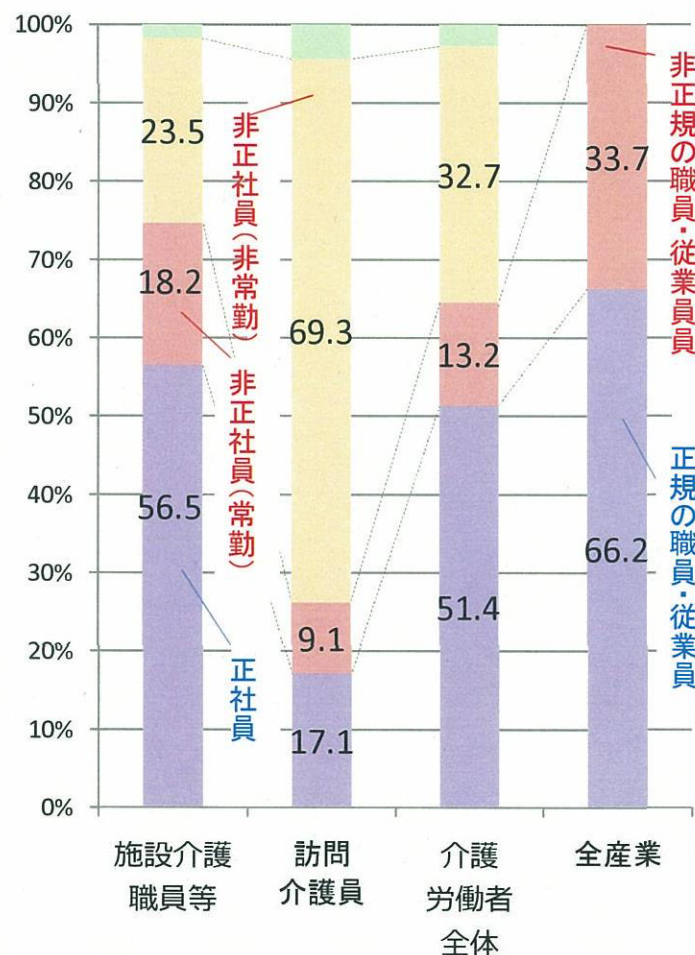
性別・就業形態・年齢別の介護労働者の現状

- 介護労働者については、女性が多い、非正規雇用が多いという傾向にある。
- 施設介護職員等と訪問介護員を比較すると、訪問介護員の方が女性が多い、非正規雇用が多い、より高齢者が多いという傾向にある。

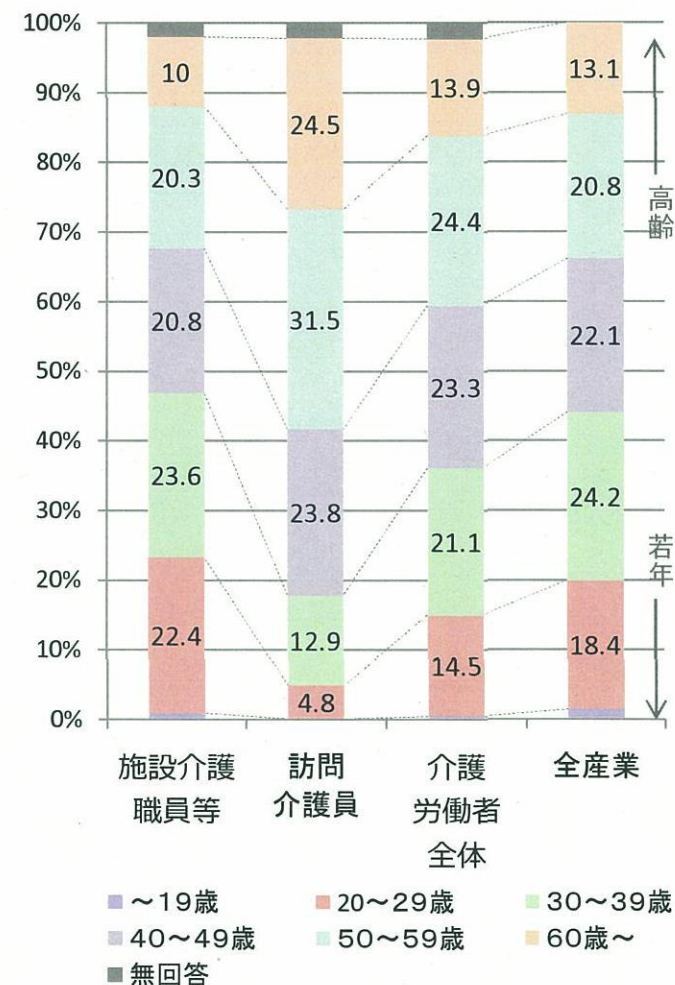
介護労働者等の性別



介護労働者等の就業形態



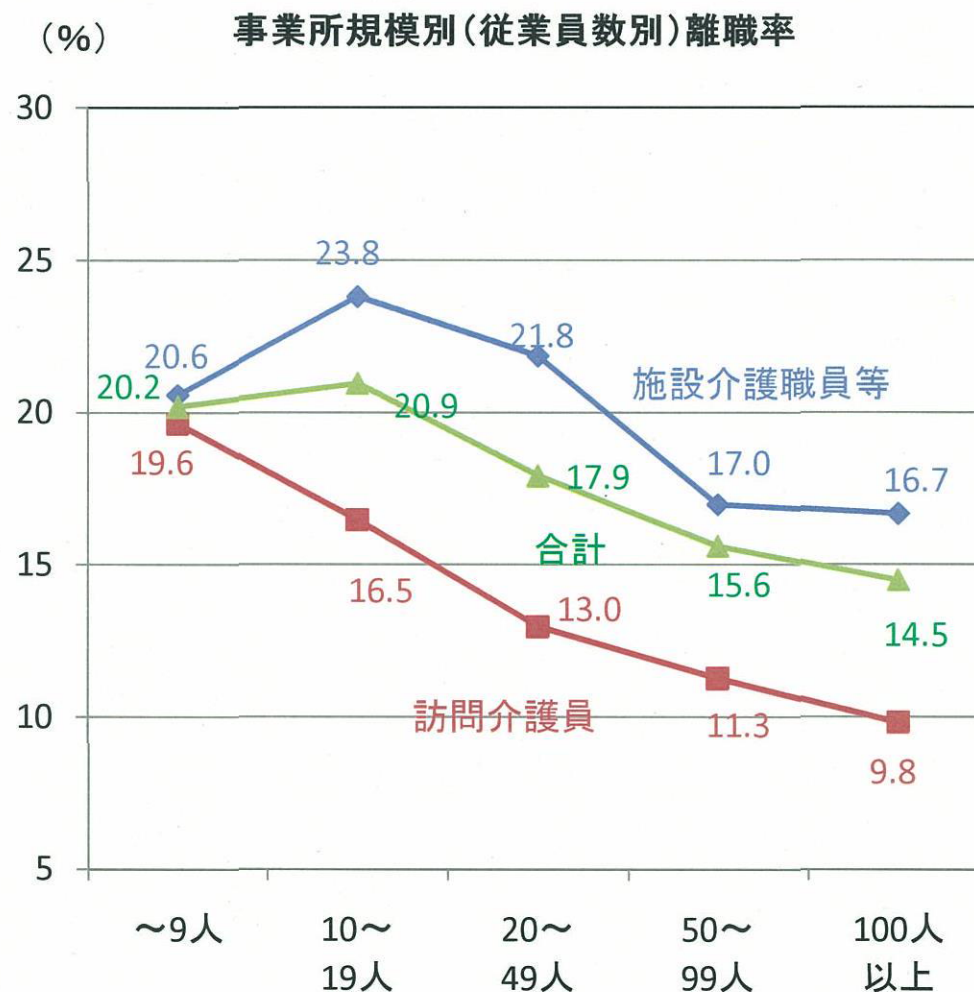
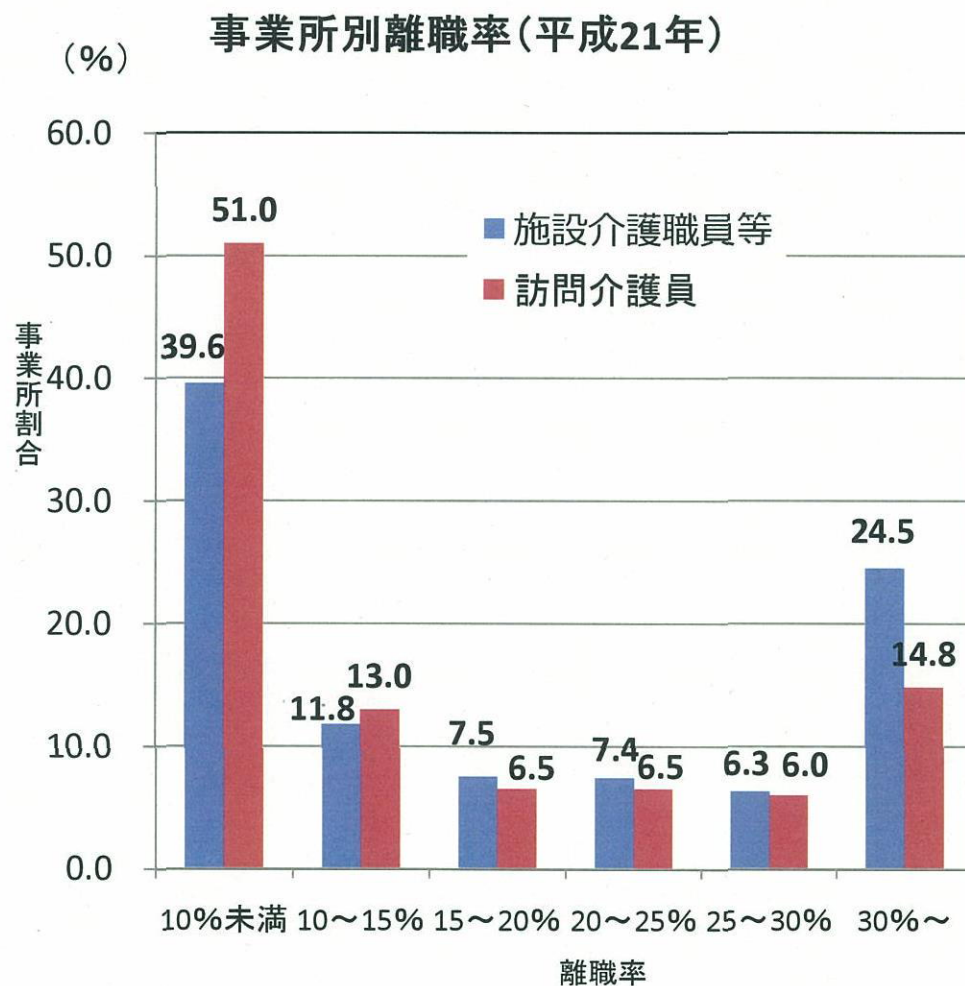
介護労働者等の年齢構成



(出典)平成21年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)、労働力調査(平成21年平均)(総務省)

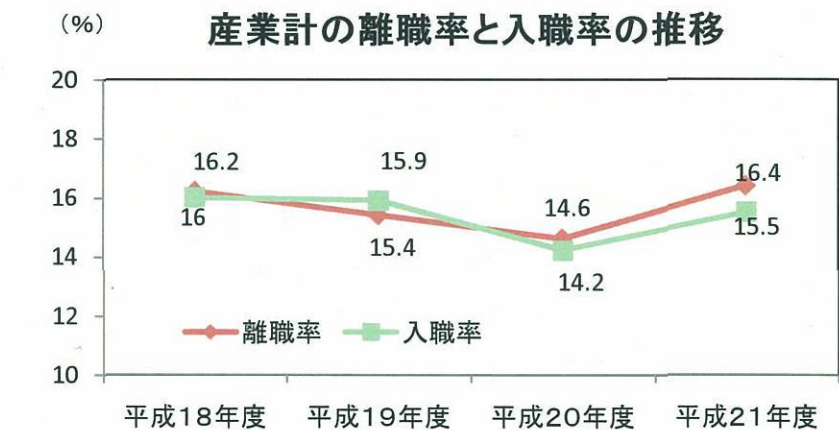
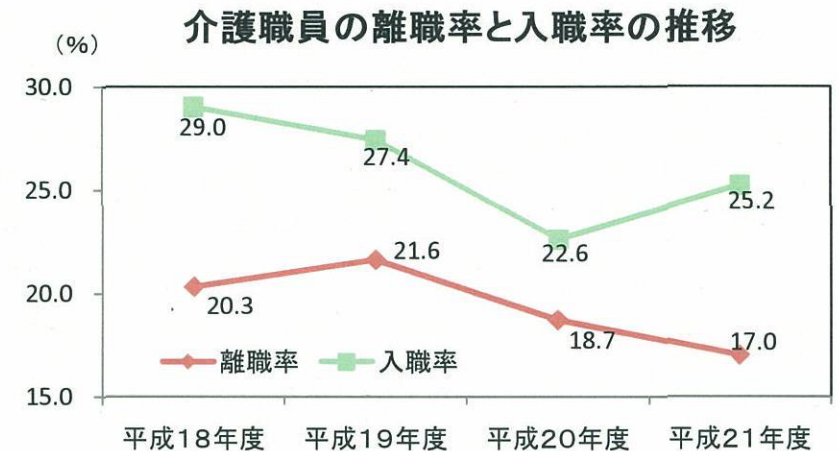
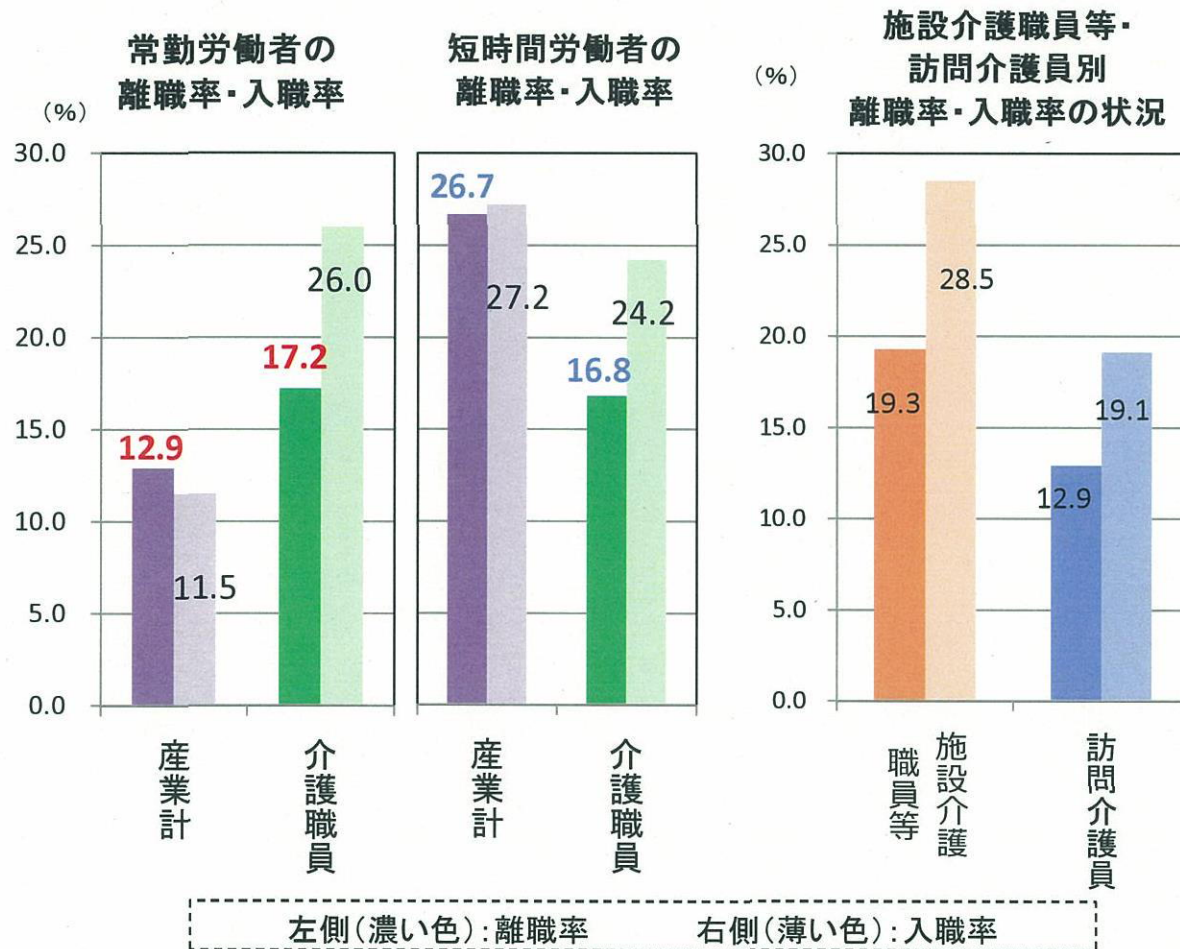
事業所ごとの離職率・事業所規模別の離職率

- 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。
- 事業所規模別で見ると、事業所の規模が大きくなるほど離職率が低くなる傾向が見られる。



離職率・入職率の状況（就業形態別、推移等）

- 常勤労働者については、産業計と比べて、介護職員の離職率が高いが、短時間労働者については、産業計と比べて、介護職員の離職率が低くなっている。
- 介護職員の離職率は低下傾向にある一方で、産業計の離職率は、直近では上昇傾向にある。



資料出所: 産業計の離職(入職)率: 雇用動向調査(厚生労働省)、介護職員の離職(入職)率: 平成21年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

(注1) 離職(入職)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

(注2) 産業計の常勤労働者: 雇用動向調査における一般労働者(「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、「パートタイム労働者」以外の労働者)。

(注3) 産業計の短時間労働者: 雇用動向調査におけるパートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)。

(注4) 訪問介護員とは介護労働実態調査における「訪問介護員」をいい、施設介護職員等とは同調査における「介護職員(訪問介護以外の介護保険の指定事業所で働き、直接介護を行う者)」をいう。介護職員とは「訪問介護員」及び「施設介護職員等」の2職種全体をいう。

(注5) 介護職員・施設介護職員等・訪問介護員の常勤労働者・短時間労働者は、介護労働実態調査における常勤労働者・短時間労働者をいう。

介護従事者の専門性・定着促進のための介護報酬上の評価 (平成21年度介護報酬改定)

- 介護従事者の処遇改善を図り、質が高い介護サービスを提供するための介護報酬上の措置として、以下の事業所について評価する（サービス提供体制強化加算の新設）。
 - ① 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所、
 - ② 職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所、
 - ③ 加えて、24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所

(注)なお、現段階では、介護サービスの質を評価するための指標が必ずしも確立されているとは言えず、今後、介護サービスの質を評価するための具体的な指標についての研究が必要であることから、介護サービスの質を評価する具体的な指標ができるまでの当面の措置とする。

介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件

1. キャリアパスに関する要件

① 次の1から3までに掲げる要件に該当していること。

- 1 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- 2 1に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。
- 3 1及び2の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

(注) 就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所(場)における内規等を想定。

② ①によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。

1 「資質向上のための目標」の例は次のとおり。

- (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力(例：介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等)の向上に努めること。
- (2) 事業所全体での資格等(例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上。

2 「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。

- (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- (2) 資格取得のための支援(例：研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費・受講料等)の援助等)

2. 適用時期

①届出期限：平成22年9月末日

②減算の適用時期：平成22年10月サービス分～

3. 減算率

サービスごとの交付金の額×10%を減算

4. キャリアパスの普及

キャリアパス要件の設定とあわせて介護職員のキャリアパスの仕組みの普及・定着に向けての関係者の取組みを促進することを目的として、関係団体及び有識者による公開の意見交換の場を設けるとともに、各種団体等が作成したキャリアパスモデルの公表等を行っている。

主な論点

- 介護職員の賃金水準は、平成21年度介護報酬改定や、介護職員処遇改善交付金などにより、着実に改善している。
- 介護職員の賃金については、将来的に労使間の自立的な取組みによって決定する仕組みにする必要があることや、現在の財政状況を鑑みて、平成23年度末で廃止される介護職員処遇改善交付金の対応について、どのように考えるか。
- 仮に、介護報酬で評価することとした場合、現在の賃金水準が引き下がらないようにするためには、こういった方策が考えられるか。
- また、有効求人倍率は低下傾向、入職率も上昇傾向で推移する一方で、離職率は事業所ごとに二極化し、特に就業形態やサービス類型によって差がある状況である。
- 今後、介護職員の円滑な入職、定着に資するよう、介護職員の賃金以外の処遇改善に向けて、キャリアアップの仕組みの導入など、どのように対応するべきか。